

医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書 記載の手引

目 次

- 1 「医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書」の使用について 1 ページ
- 2 「医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書」の記載方法 2 ページ
- 3 「医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書」の記載上の留意事項（取扱一覧表） 4 ページ
- 4 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分 6 ページ

1 「医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書」の使用について

(1) この計算書は、大阪府内に主たる病院・診療所等を有する医療法人等（医療法人（公益法人等及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除きます。）をいいます。以下同じです。）が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を大阪府に提出する場合に使用します。

(2) 次に掲げる医療法人等については、この計算書を使用しません。

- 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等
- 社会保険医療分の所得とその他の所得を区分して計算している医療法人等
- 法人税の申告において租税特別措置法第 67 条第 1 項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下「特例医療法人」といいます。）

なお、特例医療法人の場合にあつては、地方税法施行規則第 6 号様式別表 5（以下「所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）」）といいます。）の「備考」欄にその旨を記載するとともに法人税法施行規則別表十（七）の写しを添付してください。

(3) 添付書類について

医療法人等が確定申告書又は修正申告書を提出する場合には、次の書類を添付してください。

- 所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）
- 医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書
- 法人税別表四の写し
- 決算書（貸借対照表及び損益計算書）
- 雑収入明細書

2 「医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書」の記載方法

欄・項目等	記載の方法
「総所得金額①」欄	<p>所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）の「再仮計⑱」欄の金額を記載してください。</p> <p>なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付けて記載してください。</p>
「土地の譲渡等所得②」欄	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額に算入した土地（土地の所有権のほか、地上権及び賃借権を含みます。以下同じです。）の譲渡益等がある場合は、次の算式により算定した土地の譲渡等所得の金額を記載してください。</p> <p>土地の譲渡等所得② = 土地の譲渡等収入 - (取得費及び譲渡等費用)</p> <p>(注) 上記算式における譲渡等費用とは、土地の譲渡等をするために直接支出した次のア～エをいいます。譲渡等した土地の維持管理に要した費用、保有期間中の負債の利子その他の費用は含めません。</p> <p>ア 仲介手数料 イ 譲渡のために行った測量費用 ウ 借家人に支払った立退料 エ 譲渡のために資産を取壊し、除去等をしたことにより生じた損失の額</p> <p>ただし、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）及び租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定に基づき損金の額に算入した金額がある場合は、上記算式の土地の譲渡等所得②から当該金額を控除した金額が、土地の譲渡等所得の金額となります。</p> <p>なお、租税特別措置法の適用を受けて、同法に規定する土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、上記算式によらず、当該金額を土地の譲渡等所得の金額とします。</p> <p>この欄に記載する金額がある場合には、当該所得金額の算定に関する内訳書を添付してください。</p>
「医療保健業の所得金額④」欄	<p>医療保健業とその他の事業とを併せて行っている場合、次の点に留意して記載してください。</p> <p>ア 区分して算定している場合（④・a欄） 区分して算定された医療保健業の所得金額を記載してください。</p> <p>イ 区分して算定していない場合（④・b欄） 次式により算定してください。</p> $\text{③欄の金額} \times \frac{\text{⑦欄の金額}}{(\text{⑦欄} + \text{⑧欄}) \text{の金額}}$ <p>なお、⑦欄の金額を(⑦欄+⑧欄)の金額で除して得た数値に小数点以下第6位未満の端数があるときは、これを切り上げた数値により算定してください。 (例：0.9876543...→0.987655)</p> <p>また、上記の計算式により算定した金額に1円未満の端数があるときは切り捨ててください。(欠損金額の場合も同じ。例：△12,345.6...→△12,345)</p> <p>(注) その他の事業が軽微な場合 その他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の附帯事業として行われていると認められる場合は、その他の事業収入金額を「その他の収入金額」の「その他の付随収入・附帯事業収入⑳」欄に記載してください。</p>
「社会保険医療分の医療収入金額⑥」欄	<p>⑦欄の金額を記載してください。</p>
「医療保健業の総収入金額⑦」欄	<p>⑦欄の金額を記載してください。</p>
「その他の事業収入金額⑧」欄	<p>⑧欄の金額を記載してください。</p>

欄・項目等	記載の方法
「社会保険医療分の所得金額⑨」欄	<p>次式により算定してください。</p> $\text{③欄 (④欄に記載がある場合は④欄) の金額} \times \frac{\text{⑥欄の金額}}{\text{⑦欄の金額}}$ <p>なお、⑥欄の金額を⑦欄の金額で除して得た数値に小数点以下第6位未満の端数があるときは、これを切り上げた数値により算定してください。 (例：0.9876543...→0.987655)</p> <p>また、上記の計算式により算定した金額に1円未満の端数があるときは切り捨ててください。(欠損金額の場合も同じ。例：△12,345.6...→△12,345)</p> <p>算定した⑨欄の金額は、所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)の「社会保険等に係る医療の所得⑨」欄に記載してください。</p>
「社会保険医療分の医療収入金額」の各欄	<p>地方税法第72条の23第3項に規定する健康保険法等の規定に基づく給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについて支払いを受けるべき次の金額を法律ごとに記載してください。(該当する法律が当該欄に記載がない場合は、空白の欄に記載してください。)</p> <p>ア 保険者又は組合からの収入金額 社会保険診療に係る診療報酬の審査によって生じた査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。</p> <p>イ 被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。)</p> <p>ウ 健康保険法に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含みます。)に代わって市町村等が支払った金額</p>
「その他の収入金額」の各欄	<p>当期分の医療保健業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち社会保険医療分の収入金額以外の収入金額を収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <p>ア 消費税(地方消費税を含みます。以下同じです。)の課税事業者である医療法人等が、計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額は、その他の収入金額に含めません。</p> <p>イ 益金に計上された消費税が、還付された消費税の場合には、その他の収入金額に含めません。 なお、税抜き経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額に比べ、簡易課税方式を適用した場合の消費税の金額が少ないことから生じた差額は、その他の収入金額に含めます。(益金に算入されるものに限りです。)</p> <p>ウ 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入は、その他の収入金額に含めません。</p> <p>エ すべての収入金額で按分するのが原則ですが、その他の収入金額に含めないものについては、「3 「医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書」の記載上の留意事項(取扱一覧表)」を参照してください。</p>
「その他の事業収入金額」欄	<p>その他の事業(例えば、不動産貸付業など)に係る収入金額を記載してください。</p>
その他の留意事項	<p>法人税別表四で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の科目ごとの計上方法に従い、社会保険医療分の収入金額又はその他の収入金額若しくはその他の事業の収入金額に加算又は減算してください。</p> <p>なお、法人税の修正申告又は更正・決定により加算又は減算された収入金額がある場合についても同様に計算してください。当該収入金額に係る損益計算書の科目が不明なものは、その他の収入金額(その他の事業の収入金額がある場合は、その他の収入金額とその他の事業の収入金額の割合により按分した金額(1円未満の端数はそれぞれ切り捨てます。))に加算又は減算してください。</p>

※ 医療保健業の総収入金額は原則として当該事業年度の医療保健業の所得の算定上、益金の額として経理したもののうち収入金額の合計金額をいいます。

3 「医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書」の記載上の留意事項（取扱一覧表）

この一覧表に記載されていない収入科目の収入金額については、この表に準じて記載してください。

(A) 又は (B) 欄の○印の項目を記載してください。

(C) 欄に該当するものは、記載する必要はありません。なお、(D) 欄は、別計算を行います。

収入科目	社会保険医療分の医療収入金額 (A)	その他の収入金額を含む (B)	その他の収入金額に含まない (C)	別計算 (D)
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○ (注1)	○ (注2)		
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家族療養費	○ (注3)			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労働者災害補償保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の医療収入		○		
公害診療収入		○ (公害医療機関分)		
自費診療収入		○		
入院料、ベッド代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
患者・付添人食事代収入		○ (注4)		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○ (注5)		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息・受取配当金		○ (注6)		
電話・電気・ガス・テレビ・寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収入			○ (注7)	
従業員保育料収入			○ (注7)	
従業員の社宅・寮・駐車場等収入			○ (注7)	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
事業利用分量配当		○ (利子・配当)	○ (仕入割戻)	
ハブラシ・おむつ等販売収入		○		
販売手数料		○		
乳幼児医療費協力手数料		○		

収入科目	社会保険医療分の医療収入金額 (A)	その他の収入金額に含む (B)	その他の収入金額に含まない (C)	別計算 (D)
補助金・助成金等		○ (注8)	○ (注9)	
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○ (注10)	○ (注10)	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○ (注11) (支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないもの)	
有価証券売却益		○		
償却資産売却益		○ (注12)	○ (注12)	
施設等利用料		○		
贈与・寄付金・受贈益等		○		
各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
国税及び地方税の還付金			○	
還付加算金		○		
土地の譲渡益等				○ (注13)
看護学院収入		○ (区分経理できないもの)		○ (その他の事業収入金額⑤に含める)
その他の事業に係る収入		○ (軽微なもの)		○ (その他の事業収入金額⑤に含める)

- (注1) 介護保険収入のうち、「社会保険医療分の収入金額」に該当するものは地方税法第72条の23第3項により次の①から⑬までの収入金額に限定されています。
- ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護 ⑥介護予防訪問看護 ⑦介護予防訪問リハビリテーション ⑧介護予防居宅療養管理指導 ⑨介護予防通所リハビリテーション ⑩介護予防短期入所療養介護 ⑪介護保健施設サービス ⑫介護医療院サービス ⑬介護療養施設サービス
- (注2) 「その他の収入金額」に含むものは(注1)に掲げるサービス以外(訪問介護及び主治医意見書作成料など)の収入金額です。なお、(注1)と(注2)の区分については、「4 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご参照ください。
- (注3) 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費又は特別療養費(国民健康保険法第54条の3第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項に規定する特別療養費をいいます。)も同様の取扱いです。
- (注4) 健康保険法等(地方税法第72条の23第3項に規定している法律をいいます。)の規定に基づく入院時食事療養費に係る標準負担額以外に患者及び付添人等から支払いを受ける別途食事代に係る収入金額です。
- (注5) 作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品の販売又は物品などの加工若しくは修理を請負うことにより得る収入金額です。
- (注6) 利子等及び配当等の収入金額は、所得税額及び利子割額を含めた収入金額です。なお、受取配当等のうち法人税法第23条(受取配当等の益不算入)の規定により益金に算入されない金額は「その他の収入金額」に含めません。
- (注7) 従業員(役員を含みます。)の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収している収入(給食収入、保育収入、社宅・寮収入、駐車場収入及び貸付利息等)は、「その他の収入金額」に含めません。
- (注8) (注9)に規定する補助金、助成金等のうち、医療法人等が行う医療等の業務の対価として支払われるものは、「その他の収入金額」に含めます。
- (注9) 国、地方公共団体、法人税法第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を除きます。)又は同条第6号に規定する公益法人等から支払われる補助金、助成金等の額(同号に規定する公益法人等の場合は、公益事業として支払われるものに限り)は、(注8)に規定するものを除き、「その他の収入金額」に含めません。例えば、雇用や施設整備等に要した経費の補填として支払われるものが該当します。
- (注10) 解約・満期返戻金に配当金が含まれている場合は、当該配当金については「その他の収入金額」に含めます。
- (注11) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、生命保険又は損害保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金については、補修費用等実費相当額を超える金額を「その他の収入金額」に含めます。「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税の課税標準となる所得金額の計算において損金算入が認められる収入金額をいいます。
- (注12) 償却資産売却益とは、当該償却資産の売却金額から取得金額(帳簿価額と減価償却累計額の合計金額)を差し引いた金額(マイナスの場合は除きます。)をいい、当該金額は、「その他の収入金額」に含めます。
- (注13) 土地の譲渡益等の別計算の方法については、「2 「医療法人等の社会保険診療分の所得金額計算書」の記載方法」の土地の譲渡等所得の算定方法をご参照ください。

4 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の名称	計上区分	
			社会保険医療分の収入金額	その他の収入金額
指定居宅サービス 又は 指定介護予防サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護 介護予防訪問介護		○
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 介護予防訪問リハビリ	○	
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
	通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)	通所介護 介護予防通所介護		○
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	○注	○注
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 介護予防短期入所老健施設	○注	○注
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 介護予防短期入所医療施設	○注	○注
特定施設入所者生活介護 介護予防特定施設入所者生活介護	特定施設生活介護 介護予防特定施設生活介護		○	
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○	
指定居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	介護保健施設	○注	○注
	介護医療院サービス (介護医療院)	介護医療院	○注	○注
	介護療養施設サービス (療養病床等)	介護医療施設	○注	○注
地域密着型サービス	左記に係る各サービス		○	
地域密着型介護 予防サービス	左記に係る各サービス		○	
その他	主治医意見書作成料			○
	認定調査費委託料			○

(注) 全額自己負担である居住費・食費(食材料費及び調理費)・滞在費は「その他の収入金額」に含めます。
また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」及び「特定入所者支援サービス費」についても「その他の収入金額」に含めます。

◆ご不明な点については、担当区域の府税事務所(法人課税担当課)へお問い合わせください。
府税事務所につきましては、府税のホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/syokan.html>)をご覧ください。